

◇ 久 保 一 美 君

○議長（松田謙吾君） 一般質問を続行いたします。

次に、1番、久保一美議員、登壇を願います。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 議席番号1番、会派いぶき、久保一美。通告に基づき、町長に対し2項目質問いたします。

1項目め、白老町における太陽光発電設備について。

（1）、太陽光発電は、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンな再生可能エネルギーの一つとして町内各地で発電施設が設置されています。その一方で、地域の自然環境や住民の生活環境への悪影響等、さまざまな懸念があるとされています。これらのことから生ずる問題や課題について町としてどのように捉えているのかを伺います。

①、景観法や景観条例に基づきさまざまな対応をしている市町村があるようですが、町としてどのように考えているか伺います。

②、発電計画終了後の設備の撤去や放置に対し、環境の影響についてどのように考え、対処するのか伺います。

③、住民の苦情や不安の声の対応、事業者への行政指導等、町の役割をどのように捉え、果たすのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 白老町内における太陽光発電設備についてのご質問であります。1項目めの太陽光発電における問題や課題をどう捉えているかについてであります。1点目の景観法や景観条例に基づく町の考え方についてであります。平成24年7月の再生可能エネルギーに関する特別措置法の施行により、本町には多くの太陽光発電所が設置されており、本年1月1日現在で54事業者、固定資産税額として約1億2,060万円となっております。一方では、全国的にも太陽光発電所が自然景観を損ねていることや傾斜地においては土砂崩れ等の災害につながるのではといった問題が提起されている現状であります。そうしたことから、本町においては太陽光発電所の設置に関しては、景観法を初め各種法令に基づく届け出や申請が必要な場合は法令遵守を指導するほか、北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインに沿った対応を行っているところであります。

2点目の発電計画終了後の設備の撤去や放置に対する対処についてであります。将来の固定価格買い取り制度が終了した際に太陽光パネルが撤去されず、環境への影響が懸念されていることから、現在経済産業省の有識者作業部会では廃棄費用を事業者に積み立てさせる制度の創設について令和2年7月までの導入が検討されております。本制度は10キロワット以上の設備を対象に検討されていくことから、住宅地等の遊休地に設置されたものの多くが該当になると考えております。

3点目の住民の苦情や不安の声への対応と行政指導についてであります。固定価格買い取り制度による高価買い取りが終了間際となっており、住宅地における遊休地への小規模発電所の設置が駆け込み的に行われましたが、こうした動きも終息に向かうものと捉えております。小規模発電所においては各種法令の適用外のものが多く、未然に防ぐことは困難であります。一部地域から近隣住民に説明がないといった苦情が数件寄せられていることから、事業者に対して近隣住民への説明や同意を求めるよう対応したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。①について詳しく再質問いたします。

支笏洞爺国立公園のお膝元にある観光地白老としてより一層の発展を望むなら、景観や景勝を損なう状況は避けるべきと考えますが、町側の考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

当然ながら当町におきましては支笏洞爺国立公園内エリアとして含まれている部分もございますし、多くの景勝地が当町に点在しております。そういった中で、特に大規模のものになってくるとは思います。こういったものを規制するために各種法律、法令に基づいた届け出、手続が必要になってくるということでございます。ですので、当町においては独自のガイドラインというものは持っておりませんが、先ほど町長の答弁にもあったように、北海道においてガイドラインというものを持っております。これに沿った指導を行っていくということがまず1つ考えられるかと思っております。

それと、もう一つは、特に独自で都道府県ですとか、そういった大きな規模で持っているガイドラインで規制をかけているものとしては、自然環境に影響を与えるようなもの、特に50ヘクタール以上の開発をするようなものに関しては環境アセスメントの対象になってくるですとか、あるいは急勾配の傾斜地、こういったところに太陽光パネルを設置することになってまいりますと、やはりその土砂災害等への影響があるということで、それぞれの法律あるいは都道府県等のガイドラインで規制をかけているといったような状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） わかりました。

次の質問です。これは、移住者の思いの観点から伺います。白老町特有の住みやすい気候やすばらしい景観に魅力を感じて移住してくる人たちの思いを大切にしたいと思っております。太陽光発電所が無秩序に設置される状況は移住者への影響があると考えますが、見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまのご質問でございますが、ご指摘のお話というのは特に最近多く見られます。住宅地域の中にあります住宅と住宅のはざまに設置されるようなもの、これが大変多く見受けられております。先ほどの答弁にもあるように、こうしたものに関しては特段小規模のものということで法令等の手続が不要であるといったことで設置されるケースが多うございます。特に今駆け込み的に行われておりますのは、来年度からはFIT、固定価格買い取り制度自体が全量買い取りにはならず、自家発電において余った部分のみの買い取りとなるといったことが1つと、もう一つは買い取り価格が大きく値下げされるといったようなところで、10キロワット以上のもものにつきましては経済産業省への申請期限がことしの12月20日までになっているということで、今駆け込み的に行われているというのが実態かなと思っております。こういった動きを受けて、町内でも住宅地のはざまに設置されるようなものも多く見受けられておりますが、これに対しては近隣住民からも数件、我々のところにも、事前の説明がないといったようなお問い合わせあるいは苦情といったものが来ているのも事実でございます。これを規制するために、資源エネルギー庁でもガイドラインを策定しておりますが、発電事業者については地域住民と積極的にコミュニケーションを図るといったようなことを指導はしております。ただし、こういった指導に対して事業者には良識ある対応をとってもらいたいというのが我々の考えでございますが、それがなされていないといったような現状もあるのかなと思っております。

余談になるかもしれませんが、先日来から厚真町のほうで移住者用の住宅地に太陽光パネルを設置したということで、地域の住民の方が署名を持って、町に何らかの規制を設けてほしいといったような動きがあったところを受けて、先日の厚真町議会の中でも宮坂町長が何らかのルールづくりが必要だといったようなご答弁もされたように聞いておりますので、再生可能エネルギー自体は再生可能エネルギーの発電を促進する法律ではありますが、これにどういった規制がかけられるかということ、厚真町の情報も仕入れながら経過を見守っていきたいなと思っております。ただし、FIT、固定価格買い取り制度が行く行くは終息していく中で、今このタイミングで何らかの規制を設けるのいいかどうかということ、今は今の段階では必要がないのかなとは捉えてございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。太陽光発電の問題が問題の全てではありませんが、移住者対策にも少々陰りが、影響があるとすれば、やはり人口減少対策の観点から見ても何らかの対策が必要だと思います。白老町の魅力を損なうことのない太陽光発電所の設置への指導が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 同じような答弁の繰り返しになるかもしれませんが、移住

者もそうですし、これまで住んでいた方も含めて、家と家の間に太陽光発電が設置されるということになりますと、やはり圧迫感であったり威圧感であったり、そういったものが住民の側から聞こえてくるのは実態としてあるのかなと捉えております。先ほどのお話の中で、北海道のガイドラインを一つの事例として紹介しますと、住宅地の中においてはやはり周りとの景観に配慮すること、道路等、あるいは土地の境界から一定限の距離を離して設置しなさいといったようなものが設けられております。事業者に対して我々としてやらなければならないことは、こういったものに対して地域住民の理解をよく得ること、説明をすること、あるいは場合によっては同意を得ること、こういったものを行政として指導していくのが今できることかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 経済振興課長が言われたとおりの若干補足になりますけれども、私ども生活環境課の中でも特にここ数年、住宅地内のはざまの中に太陽光パネルが設置されているという状況で、特に隣地境界、そういった部分の草刈り等の行き届かない部分だとか、非常にことしも特に多くなってきております。できることというのは限られた範囲になりますけれども、私どもセクションとしましても地域住民にそういった不快感、疎外感がある中でいけば、できる限り現地確認をしながら設置者に対して指導を行っているというところであります。今後の取り組みの中でできればそういったところは避けていきたいという部分は私ども議員と同じ考えでございますので、今できている部分に関しても限りなくガイドラインに沿って適正に進める上での指導範疇は今後とも進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 承知いたしました。

次は、②について詳しく質問します。建設されたものの中には、ライフサイクルコストを計画せず、建設された発電所もあるとある事業者より聞きました。この場合必要な費用が確保できず、発電設備が放置される可能性が大だと思います。太陽光発電買い取り制度の終了後、発電設備が放置される懸念はないか、町側の見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 太陽光パネルの放置についての質問でございます。現在固定価格買い取り制度の中で、小規模のいわゆる住宅用と言われるものにつきましては10年、あるいは産業用、大規模のものについては20年といったような買い取り期間の中で、その制度が終了した際に放置されるものがあるのではないかとといったような懸念がされているのも事実でございます。そういったことも受けまして、先ほど町長の答弁にもありましており、経済産業省のほうもこういった事態を防ぐべく現在制度化に向けて取り組んでいるところでございます。内容につきましては、10キロワット以上の設備に対して、これを対象に

事業者に廃棄費用を積み立てさせるといった内容でございます。これが制度化されれば、一定限のこういった放置、あるいは廃止されたものがそのまま置き去りにされるといったようなことは防げるのかなとは思っておりますが、しかしながら良識のある事業者ばかりではないということもございますので、この辺は国のほうに制度として委ねる部分はありますけれども、ここの制度化に我々としては期待したいなと思っております。

蛇足になりますが、太陽光はパネルの撤去に係る費用としては1キロワット当たり大体1万円ぐらいにかかるということでございますので、1メガで申し上げますと大体1,000万円ぐらいの撤去費用がかかるかなと考えております。先ほど大淵議員の質問にも触れましたけれども、今南幌町で計画されている太陽光発電パネルのリサイクルというのものも、これも将来の撤去費用を削減するために太陽光パネルのパーツをいろんな部分でリサイクルできるように分けるような、そういう実証実験ですとか、そういう施設が南幌町で計画されているということで先ほど答弁いたしましたけれども、FITが終了したときの対策として国としても今ようやく動き出したというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） よく理解できました。

次ですが、白老町は横に長いまちです。海岸地域においては、開発計画終了前に塩害などにより寿命が短くなり、放置状態になることも想定されます。海岸沿いに塩害の影響があると考えますが、町側の見解を伺います。また、途中で放置された場合、適正管理の指導は可能かを伺います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 太陽光パネルの塩害の影響についての質問でございます。この固定価格買い取り制度が導入された当初は、我々も太陽光発電の誘致に動いた経過もございまして、敬遠されていたのは、海岸沿いというのは久保議員からお話があったとおり塩害の影響を受けやすいといったところで、用地としては候補地として余り適さないといったようなところで敬遠されていた部分がございます。ただ、太陽光発電がどんどん導入され、世に出回ってきた中で、塩害に対応した、そういったパネルも開発されて設置されてきたというような状況でございます。こういったものを買い取り期間が終了する前に放置されるとかといったものも、先ほどもお話ししましたが、10キロワット以上のものについては今後国のほうで撤去費用を積み立てさせるといったことなものですから、こういったところに期待するところもございまして、あと土地の地権者と設置者が別々な場合もよくございます。こういったものの中では、恐らくその契約条項の土地の賃貸借契約の中で、要は発電事業が終わったらそれは原状回復して返してくださいといったような事例が多いのかなと考えております。1つ事例を挙げますと、我々が誘致した工業団地内、あるいは町有地に誘致したものについてもプレゼンテーションを受ける中で、撤去費用がきちんと盛り込まれ

ているか、あるいは土地賃貸借契約の中で発電事業が終了した際は原状回復して土地を返してくださいといったような条項を設けておりますので、ただいまの質問のお答えになったかどうかわかりませんが、この部分はケース・バイ・ケースで対応していかないとならないのかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） ②については、よくわからないところもありますが、承知しました。

虎杖浜地区において海岸沿いに2件、温泉ホテルがありますが、景観を損なう場所にホテル側の反対を押し切り、建設されたと聞きました。太陽光発電が観光施設に与える影響はないのかを伺います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） ただいまの質問にお答えいたします。

今お話があったものにつきましては、アヨロ地区の高台に設置されているものかなと捉えております。太陽光発電自体も規模としては大きいものでございますし、アヨロ地区というところかというと先日来からお話はしておりますけれども、私どもも一つの景勝地として捉えております。では、あの場所に太陽光発電を設置するのが適しているかどうかといえますと、個人的な意見を述べさせてもらうとするならば、私はやはりあそこに設置されたというのはちょっとなじまないのかなという思いは持っております。ただ、一定限の法的なところをクリアした中での設置と思われまますので、その部分は我々としては未然に防ぐ手だてがなかったというところを考えておりますけれども、あの発電所自体が周りの景観とマッチングしているかどうかというところを問われれば、個人的にはふさわしくないなという考えは持っております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 理解いたしました。

次です。住宅地においては、太陽光発電が隣接したため日当たりと、ほか反射光、輻射熱、放熱など住環境が変わり、嘆く住民の声も聞きました。具体的には確認できていませんが、この反射鏡に対して違和感に苦しむ可能性もあると思います。突風や強風によりパネルが壊れ、周囲に散乱した事例もあります。このようなことから、慎重な事業用地の選定と設置すべきではないエリアに分ける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、住宅地内に隣接した太陽光パネル、こういったものの影響の質問でございます。先ほどと同様の質問になるとは思いますが、住宅地における設置の場合、北海道のガイドラインで申し上げますと、やはり周囲との調和、あるいは境界から一定限距離をとるといったようなこと、あと生け垣で

囲うですとか、フェンスを設ける、こういったものにおいて強風による飛散を防ぐといったことが対策として考えられるのかなと思っております。先ほど来からお話ししたとおり、こういったガイドラインに基づいて事業者側が良識な対応をしていただくということが前提かなと思いますが、こういったことがなかなかされていないといったようなものに対しては我々行政側としても事業者に対して指導するなり、あるいは地域の近隣住民に対して説明を行うなど、そういった対策を求めていくとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。私が言いたいのは、太陽光が悪いというわけではなくて、調和のとれたまちづくりにつなげられるような、そういう仕組みづくりができないかということをお願いなのですが、町側が地域の発展と調和のとれた再生可能エネルギーの促進を図るため取り組まれていることはあるか、また適切な開発ができるための指導はあるか伺います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 先ほど来から答弁が重複してしましますが、お話があったとおり、やはり地域住民とのコミュニケーションをとりながら事業者が行っていくというのが前提でございますけれども、今仮に白老町として法令に上乗せして条例なりルールを設けるといったようなことを行ったときに、今設置されているものをあなたは撤去しなさいといったような強硬手段に出れるかどうかということになると、これはなかなか難しいと思います。ですので、今後設置されるものに関しては、今言ったような対応でよく住民側とコミュニケーションをとる、説明会を行う、こういったものを徹底してほしいというところとあわせて、これから厚真町で検討されますルールづくり、これも情報収集して参考にしながら今後の対応を考えていきたいなと思います。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 経済振興課長のほうで国のガイドライン等々の話を進めた中でのこの実態ということは、我々はこれを地域住民の環境の捉えでいきますと深く重く受けとめなければいけない部分はございます。事業活動に伴う部分とすれば、地球環境を守る意味でもそういった環境問題にどう調和をとるかということはとても重要なことございまして、議員ご指摘のとおりだと思います。1つは、公害防止協定というものをこれまでも事業活動上において危惧するところは町と、または関係団体、それと事業者と協定を結んだ中でおおのチェック体制を強化するという捉えもございます。こういったところの拡大等を検討しながら、調和のとれたまちづくりという部分に関しましては我々生活環境課としても深く受けとめて今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。今のことに対してのまた再質問なのですが、何回も先ほどから厚真町のことに対して言われたので、私のほうでも資料を用意したので、前後してしまうのですけれども、厚真町の豊沢地区のルーラルビレッジでは、事業者が住民への事前説明をせず、太陽光発電を設置、自治会はまちに設置規制を求める164人分の署名を提出、自然の景観を求めて移住、定住しているのに景観が損なわれていると反発。太陽光パネルは、その後事業者により撤去される予定になったと、これは12月9日の苫小牧民報の記事に載っております。そのことに対して、厚真町議会が条例やガイドラインといった一定のルールが必要であるとし、早急に対応すると考えを示した。以下は省略ですけれども、これは12日の記事でございます。

最後なのですけれども、長野県の小諸市では指導要綱で開発前に住民への説明や開発計画の提出を求めています。これは、ライフサイクルコストを求めた説明です。白老町も適正な開発を進める指導のあり方をすべきではないかと考えているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） まず、太陽光の関係でございますけれども、今それぞれの担当の課長のほうから説明したとおり、内容としてはそのとおりでございますけれども、町独自の規制というのですか、そういったものについては今の段階では考えていないと、お答えしたとおりです。ただ、厚真町のほうで議員が話された内容で検討に入っているということなので、この部分についてはどういったことを検討されているのかということを確認しながら、太陽光の設置に関する問題について取り組んでいきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時18分

---

再開 午後 2時30分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて、一般質問を続行いたします。

1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。2項目めに参ります。

旧社台小学校校舎及び敷地における今後の利活用について。

（1）、旧社台小学校は、社台地区住民の交流及び学習の場として活用されてきました。そればかりでなく、災害時の避難所としての防災機能を担ったものでもあります。そのような社台地区住民の唯一のよりどころを閉校により現在は失っている状況です。社台地区住民の諸活動を継続させるために旧社台小学校は必要不可欠な施設です。これを踏まえ、今後の旧社台小学校の利活用について町としてどのように考えているかを伺います。

①、旧社台小学校が今後地域活動や防災拠点、さらには観光に役立つ多目的施設として地



区住民から望まれています、それに対する町の考えを伺います。

②、校舎の屋根の改修の計画はあるのかを伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 旧社台小学校校舎及び敷地における今後の利活用についてのご質問であります。1項目めの旧社台小学校の利活用についてであります。1点目の地域活動や防災拠点、さらには観光に役立つ多目的施設としての利活用についてであります。旧社台小学校は平成28年3月末の閉校に至る121年の長きにわたり、社台地区児童の学びやであったと同時に、PTA活動や各種レクリエーションを初めとした地域活動の拠点として地区住民の皆様が親しまれ、利活用を図られてきたものです。また、閉校以降は30年4月から公益財団法人アイヌ民族文化財団によるウポポイ開設に向けた準備拠点として、また博物館展示物の収蔵拠点として施設の活用が図られているところです。今後の利活用に向けては、アイヌ民族文化財団の利用の方法と近接する社台生活館の利用実態やその他施設との関係を踏まえ、地域活動や防災拠点など地区町内会を初めとした住民の皆様が持つ利用ニーズを的確に把握しながら、これまでの議会での議論も含めてさまざまな活用方策について検討を図る必要があるものと考えております。

2点目の校舎の屋根の改修の計画についてであります。旧社台小学校の施設改修につきましては、アイヌ民族文化財団のウポポイ開設準備拠点としての利用開始に先立ち、所有者である町においてアイヌ民族文化財団の意見を聞きながら内部改修、維持補修を行ったところではありますが、屋根については利用開始前に雨漏り等ふぐあいが生じていなかったことから、改修は行っておりません。一方、施設海側に面した部分を中心にさび等の劣化が生じている状況を町としても把握しておりますので、必要な措置について検討してまいります。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。①について詳しく再質問します。

旧社台小学校校舎は、現在も津波以外の防災時の避難所になっていますが、実際地域住民はその活用方法を周知していません。いつ起こるか分からない災害時のためにも校舎を活用した具体的な避難訓練が必要と考えます。現在国のほうで利用させていただいているところではありますが、社台地区町民の命を守る観点から、避難訓練実施に対する旧社台小学校を利用する国の職員への周知と理解を町として取り組んでいただきたいと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 避難訓練の場所として社台小学校を、現在1答目でもお答えしましたようにアイヌ民族文化財団のほうへ普通財産の貸し付けで、そちらのほうに貸し付

けているわけですが、現在は体育館等も含めて練習の場所という形でも活用しているということで、避難所としての運用はしていないという状況でございますが、今後詳しく、現在は社台生活館ということで避難訓練も含めてそこを活用していただいているのですけれども、今後利用の方法が決まって、指定避難場所としても貴重な場所でございますので、そちらのほうについては今後町が地域活動の場所として活用するという場合は当然そのまま指定避難場所だとか、地域の人が使っていただけるような場所になると思うのですけれども、アイヌ民族文化財団だとか国の関係で使うということになれば、そちらのほうと協議を進めまして、特に災害時には使えるようにということで考えています。避難訓練についても、常時使っている場合はできるかどうかということは協議していかなければならないのですけれども、まずは基本的には社台生活館も近隣にございますので、そちらでも訓練については可能かなとも捉えておりますので、できれば指定避難所として体育館を使えるように協議はしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） ①の2です。来年3月以降の利活用についてですが、あらあらではございますが、周知、理解していますが、改めてお聞きします。社台地区の魅力を高める点について、政策的に旧社台小学校の利用を図るべきであると考えています。地域活動や防災拠点、そして交流人口に対する白老の玄関先として、町としての利活用を地域の魅力を引き出すという観点から社台地区の方と意見交換しながら検討していくべきだと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 先ほど町長も1答目に答弁したとおり、住民のニーズ、必要性、またきのう貳又議員からも同様の質問があったかと思いますが、本当に地域の方に望まれる部分も必要になってくるかと思っておりますので、その点について今後住民の声を聞きながら、利活用をきちんと図れるようなことを。ただ、1つは、きのうもお話しさせていただいたとおり、今はアイヌ民族文化財団に活用していただいているということがありますので、その結果次第によっては今後においてはそういうことが必要になってくるという捉えでいるところでございます。

○議長（松田謙吾君） 1番、久保一美議員。

〔1番 久保一美君登壇〕

○1番（久保一美君） 1番、久保です。社台地区においては、現在避難所と言えるところは認識している部分では社台小学校校舎のみという認識でございますので、何とかそちらの方面でうまく利活用していただけることを望んで質問を終了させていただきます。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって1番、久保一美議員の一般質問を終わります。